

第3章 主な法案への対応

1

一票の格差を2倍以内に 「一票の格差」是正法案

党利党略の選挙制度改悪

政府・与党は、150回臨時国会において、参議院比例代表選挙への非拘束名簿式の導入を強行採決で成立させた。これは先の総選挙直後に発覚した久世金融再生委員長の名簿順位買い上げ問題に端を発したものであるが、党内の比例順位という内輪の問題をいつのまにか制度の問題にすり替え、党利党略の選挙制度改悪を強引に行ったものである。その後も与党を中心に「都市部のみ複数選挙区復活」「中選挙区制度復活」等、いずれも選挙制度を自らに有利なものに変更しようとする発言が相次いだ。

「一票の格差」是正こそ、喫緊の課題

選挙制度は民主主義の基盤であり、国民共通の財産である。従って党利党略で、一部に都合の良いように改正するものではない。民主党は、この考え方に従い、選挙制度の最も喫緊の課題は「一票の格差」の是正であると考えている。

2000年秋に行われた国勢調査によると、一票の最大格差は2.57倍になり、格差が2倍を超える選挙区は95に達する。これでは国民の意思を正確に国政に反映することは困難である。この問題を解消するために、民主党は150回臨時国会、151回通常国会と続いて「衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部改正案」（「一票の格差」是正法案）を提出した。内容は、現在300の小選挙区の区割りを行う際に、まず各都道府県に1議席ずつ配分するが（基数配分）これが「一票の格差」を拡大する大きな要因であるため、この基数配分を廃止するものである。この改革によって、格差は2倍を大きく下回ることが可能になる。

2

参加しやすい選挙制度を ネット解禁法案、立候補休暇法案

インターネットによる選挙活動解禁

インターネットが、新聞、雑誌、テレビといった従来のメディアに並ぶ国民の情報源として普及してきた。その結果多くの議員が自分のホームページを持ち、様々な形で意見の交換を行っている。しかし、国民の政治に対する関心が最も高まる選挙期間中には、その自由な活用が法律で禁止されている。これは法律が時代に追いついていないだけであり、早急に解消する必要がある。民主党は2000年より法案化の検討を進めてきた。

2001年に入り、民主党はインターネットにより国民から政策提案を受け付けた。その中でもこのインターネット選挙解禁の提案があり、早速これを「公職選挙法改正案」（インターネット選挙活動解禁法案）として立法化した。そして、5月に開催した「NC in NET」に先の政策提案をいただいた方々をお招きして、同法案を手渡すとともに同日、同法案を国会に提出した。

立候補もしやすく

立候補が容易にならなければ、日本の民主主義の活性化にはつながらない。これを実現するため、民主党は、従来から検討してきた「立候補休暇に関する法律案」を151回通常国会に提出した。これは民間企業の従業員が立候補を希望した場合、一定の期間に限って雇用主が原則としてこれを認める義務を負うものであり、これによって国民の被選挙権を担保するものである。

インターネット選挙解禁、立候補休暇制度が相まって、政治に対する一層の国民参加を進めたい。

3

目先の地方財政延命策 地方交付税法等改正

40兆円の借金残高

バブル崩壊以降、地方交付税は原資と需要額の間的大幅な乖離が生じ、それを毎年借金で穴埋めしてきた結果、借金残高が40兆円を超える規模に膨らみ、交付税制度の維持が困難となっている。この最大の原因は、国が「景気対策」と称して、莫大な公共事業を地方に押し付けたことにある。

改革先送りの政府案

政府は、151回通常国会において、「地方交付税法等改正案」を提出したが、その中身は地方への押し付け、負担の先送りでしかなかった。即ち今まで安易な借入で埋めてきた原資と需要額の乖離を、2001年度以降3年間にわたり、国の一般会計の負担及び地方の赤字地方債をもって埋めようとするもの（但し2001年度はその半額）であり、さらに地方が発行する赤字地方債の償還は、後年度の交付税に算入するというものであった。

交付税制度の改革は、原資と需要額の乖離を縮小することが最も重要である。更に言えば、危機的な現在の地方財政を、将来に向かって持続可能な制度とするために、補助金、地方債そして税源移譲を含めた総合的な制度改革が不可避である。それにもかかわらず、政府の改正案は交付税制度の若干の延命のみが目的であり、またそのために地方に一切の相談なしに従来禁止されていた赤字地方債の発行を押し付けるものである。

民主党は、政府案の問題点を審議を通じて明らかにし、本法案に反対するとともに、党内において抜本的な地方財政構造改革に取り組んだ。

4

少年の更生を重視 少年法改正

少年法の理念を尊重する修正案を提出

自・公・保の与党3党は、解散により廃案となった政府提出の「少年法改正案」を手直しし、議員立法として150回臨時国会に衆議院へ提出した。

民主党の少年法に関する基本的立場は、少年を立ち直らせることにより再犯を防止し社会を守ろうとする少年法の理念は譲れない、前兆行為を早期発見する仕組み、少年が安心して相談できる仕組み、地域での協力ネットワーク、家庭裁判所の充実強化などの総合的施策が必要、である。

与党案について、少年犯罪総合対策プロジェクトチームを中心に検討した結果、16歳未満の少年に刑事処分を課す場合は、重罪で、更生の可能性が著しく乏しい場合に限り、かつ付添人を付す、16歳以上の少年の重大事件についての原則逆送は、故意殺人に限定し、かつ裁判官の裁量を確保する、現行の少年審判への検察官出席は問題が多いことから、非行事実認定に必要な場合は、別の裁判官による対審構造の導入を新たに設けて行う、等の内容の修正案を衆議院に提出した。

見直し条項を加えて賛成

修正案は残念ながら否決された。原案については、被害者への配慮規定の創設、保護処分終了後における救済手続の整備など、評価する内容も含まれていることから賛成することとしたが、参議院において、法施行後5年経過時に国会報告と再検討を行う修正を加えらるとともに、少年法の理念を踏まえて運用されるよう附帯決議を付した。

また民主党は、少年法の対象を18歳未満に引き下げることを含む「成年年齢の引下げ等に関する法律案」を衆参両院に提出したが廃案となった。

5

「思いやり予算」の見直し 日米特別措置協定

「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」が規定する「思いやり予算」よって 在日米軍基地労働者への労務費 公用のため調達する光熱水料費 在日米軍が訓練を他の施設・区域に移転することに伴い追加的に必要となる訓練移転費の3種類の経費の全部又は一部を日本が負担している。

新協定は、第4条で米側の節約努力を明記、施設・区域外の米軍住宅分の光熱水料費等を約33億円削減、上限労働者数の日本側負担人数を据え置き、日本側の負担軽減を図るものと説明された。対処療法的な対米交渉及び変更された諸点は甚だ不十分であるものの、日米安保の現状、大統領選挙等の時期を勘案した結果、本特別措置協定自体に反対することは困難と判断し、やむを得ず賛成することとした。

ただし、引き続き、国際情勢の変化、アジア太平洋地域の平和と安定といった中・長期的視点から、在日米軍基地のあり方について不断の検証を行い、不必要な経費は削減を求めることが確認された。特に、日米の経費負担の原則のあり方、労務費・訓練移転費等の項目、公私の区分、NLP（夜間着陸訓練）問題の見直し・検証に取り組み、5年後の改定交渉に向けて、政府に対し、初期段階から改善努力を促すこととなった。

また、日米地位協定本体に対しても、今般の米軍兵士の暴行事件を踏まえ、環境保全条項の新設や刑事裁判手続きの改善を図る改正案を策定し、政府に対し、対米交渉を強く求めている。

6

周辺事態における船舶検査 船舶検査活動法

1999年に成立した新ガイドライン関連法案のうち、当時の与党間の思惑から積み残しになっていたもの。周辺事態における船舶検査の実施の態様、手続き等を定める。この法律にいう「船舶検査活動」とは、周辺事態に際し、貿易その他の経済活動に係る規制措置であって、その実施を求める国連安保理決議または旗国の同意を得て、船舶の積荷・目的地を検査・確認し、必要に応じ、航路・目的地の変更を要請する活動である。わが国領海及び周辺の公海での実施が想定されている。

民主党は、新ガイドライン関連法案について、日米防衛協力の意義を認めるとともに、その運用に際しては日本の主体性確保と国民生活に対する配慮を法律面で担保する必要があるとしていた。

そのような観点から、「日米物品役務相互提供協定（ACSA）改正案」及び邦人救出のオプションを拡大する「自衛隊法改正案」には賛成したが、「周辺事態安全確保法案」については反対した。特に、不明朗な与党間協議の結果、船舶検査活動が政府原案から抜け落ち、同法案が極めて不完全になったこと等を捉え、民主党は、参議院において、当初の政府原案を復活させる修正案を提出した。連立与党は、別途立法措置することを盾に、修正案を党利党略によって否決し、法案の成立を見たものの、その後、自由党の分裂等もあり、与党協議が難航し、提出が遅れていた。

このようなお粗末な経緯はたどったが、周辺事態に際して実施される船舶検査活動を定める政府案は、従来のがが党の主張を反映したものであり賛成した。なお、武器使用基準、任務の危険性等の諸課題については、引き続き検討していくこととなった。

7

緊急性乏しい寄せ集め 緊急経済対策関連8法

森内閣は 金融再生・産業再生 証券市場改革 都市再生・土地流動化 雇用創出・セ・フティーネット 税制 からなる緊急経済対策を策定、これをもとに小泉内閣・与党は、151回通常国会終盤の6月に関連8法案を提出した。

「租税特別措置法の一部を改正する法律案」「地方税法の一部を改正する法律案」は、個人投資家の市場参加促進の観点から個人の長期保有株式の少額譲渡益に非課税枠を設けるものであるが、各金融商品に係る税制をイコールフットリングにすることなく、株式についての新たなマル優制度を作るというツギハギ対策にすぎず、反対した。

「短期社債等の振替に関する法律案」「株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律案」は、証券のペーパーレス化や振替期間の短縮化を図るものであり、賛成した。

「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案」は、整理回収機構（RCC）による健全銀行の不良債権買い取り業務を3年間延長するものであり、民主党も提案していたものであることから、賛成した。

「商法等の一部を改正する等の法律案」「商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案」は、いわゆる金庫株を解禁するとともに単位株制度を廃止するものであるが、民主党は「証券取引委員会設置法案」（日本版SEC設置法案）を対案として提出した上で、相場操縦やインサイダー取引に対する監視体制が不十分な現状にかんがみ、反対した。

「債権管理回収業に関する特別措置法の一部を改正する法律案」は、いわゆるサービサーの業務の範囲を拡大するものであり、賛成した。

8

無責任な租税回避路線 2001年度税制改正法

政府が151回通常国会に提出した2001年度税制改正に係る「租税特別措置法等の一部を改正する法律案」の概要は次の通り。

住宅税制（新ローン控除の創設、贈与税の特例の拡充・延長等）

中小企業投資促進税制等の延長
金融関係税制（株式譲渡益の源泉分離選択課税の2年間延長等）

その他（パソコンの耐用年数の4年への短縮、パソコン減税の終了、NPO寄付控除、相続税の小規模宅地特例の拡充等）

本法案は、無責任な減税や改革先送り項目を寄せ集めたものにすぎず、公平の観点からみても問題が多いことから、反対した。

NPO寄付金控除制度についての対案を提出

本法案には、NPOに対する寄付金についての所得控除も盛り込まれたが、NPOにとって著しく困難な認定要件を定めている等の問題があり、民主党は独自に「特定非営利活動の促進のための法人税法等の一部を改正する法律案」「特定非営利活動の促進のための地方税法の一部を改正する法律案」の2法案をNPO支援税制法案としてまとめ、他の野党の賛同も得て衆参両院に提出した。対案は、次の点で政府案よりもNPO活動促進税制としての実効性を高めようとするもの。

認定要件であるパブリックサポートテストのハードルを低く設定し、かつ条文に明記した。寄付金所得控除以外にも、収益事業の減免税、ボランティア費用の寄付金控除その他のきめ細かい支援措置を設けた。

条例により地方税の寄付金控除も可能とした。

9

少人数学級実現へ対案 30人以下学級法案

40名を維持する政府法案

「教育改革国会」を掲げた森内閣は、151回通常国会冒頭に「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案」を提出した。

この法律は、学級編成基準を40名に維持したまま、主要3教科のみ少人数の学習指導を可能にするものであった。今時先進諸国では見ることのできない140人という学級基準を維持したまま、特定教科だけはクラスを分割して授業を行う方法は、子ども達と学校を混乱させる危険性を有している。「教育改革」を掲げながら、相変わらず小手先の改革に終始する政府に対し、民主党は野党各党に議員立法の共同提出を呼びかけた。

少人数学級実現に向け野党共闘

民主党は既に149回臨時国会で30人学級推進法案を提出しており、今回はその趣旨を具現化させ、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案」(30人以下学級法案)を民主、共産、社民の3党で提出した。

野党案は、小中高において、学級編成基準を40名から30名への引下げ、教頭の複数配置、養護教諭、学校栄養職員、事務職員などの配置の改善を盛りこんだ。

国会審議の結果、政府案が可決成立し、野党案は廃案となった。しかし、学校が教育効果を高め、子ども達が充実した学校生活を送るには、子ども達一人ひとりに教職員の目が届くきめ細かな教育が不可欠である。民主党は、今後も少人数学級の実現に向け取り組む考えである。

10

飛び入学限定へ修正 教育関連3法

問題の多い政府法案

151回通常国会で「教育改革国会」の目玉として「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案」「学校教育法の一部を改正する法律案」「社会教育法の一部を改正する法律案」が政府より提出された。

地教行法では、教育委員会の活性化、指導が不適切な教員の転職、公立高等学校の通学区域に係る規定の削除、また学教法の改正案は学校等における体験活動の充実、児童生徒の問題行動への出席停止、飛び入学制度、そして社教法では、自然体験活動等の体験活動の促進などが内容であった。これらの閣法は、様々な点で問題があり、委員会審議で明らかにし、大臣の言質をとった。さらに、残された問題点については、民主党は修正案を提出することとした。

修正を実現

学教法改正案の修正案では、「社会奉仕体験活動」を「ボランティア活動など社会奉仕体験活動」に改めること、飛び入学させることができる大学を、大学院が設置されており、入学者の資質を育成できるだけの教育実績と指導体制を有する大学に限定した。

社教法改正案の修正案では、「社会奉仕体験活動」を「ボランティア活動など社会奉仕体験活動」に改めることとした。

両修正案は、与党の賛成も得て可決した。

地教行法改正案に対しては、通学区域の規定削除に関し、学校間格差を助長しないように等、学教法改正案に対しては、出席停止の児童生徒に対する教育的支援を行うなどの附帯決議をつけた。

11

クローン人間生成禁止 ヒトクローン規制法

拙速にまとめられた政府案

1997年2月、英国で、哺乳類初のクローン羊が誕生したとの発表があった。サミットにおいて、これを禁止するとの首脳宣言が採択され、政府は150回臨時国会に「ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律案」を再提出した。

政府案は、人クローン個体もしくは人と動物のいずれであるかが明らかでない個体をつくり出すこと、クローン技術等により作成される胚の人または動物の胎内への移植を禁止するもの。しかし、ヒトクローン禁止の単独法案は、世界でもまれなもので、拙速にまとめられた法案だった。

包括的な民主党案

民主党は、対案となる「ヒト胚等の作成及び利用の規制に関する法律案」を提出した。同案は、クローン人間等の生成を禁止するだけでなく、生命倫理の尊重、科学の暴走への歯止めなどを重視する立場から、ヒト胚の作成等の規制、生殖補助医療及び生殖補助医学研究に関する法整備への道筋の確立をも含めた包括的な法案とした。人の生命の萌芽たるヒト胚は、みだりにこれを作成、利用してはならないこと等を明記している。

民主党案を取り入れた政府案が成立

両案は同時に審議され、民主党案の一部を取り入れて修正された政府案が成立した。最近のクローン技術等の急速な進展、これらを取り巻く状況の変化等にかんがみ、その検討時期を早めること、ヒト受精卵の人の生命の萌芽としての取扱いの在り方に関する総合科学技術会議等における検討結果を踏まえること等の修正が実現した。

12

医療抜本改革は先送り 医療関連2法改正

政府は150回臨時国会に「健康保険法等改正案」及び「医療法等改正案」を再提出した。

抜本改革なき患者負担増

「健康保険法等改正案」は、本来2000年度予算関連法案として147回通常国会で審議すべきであったが、患者負担増を求める内容であることから、自民党が総選挙後に審議を先送りしていた。少子高齢化が急速に進むなか、高齢者医療制度の見直し、医療保険財政の立て直しが焦眉の課題であるにもかかわらず、本改正案の内容は、老人の一部負担を定額制から原則定率1割負担に、高額療養費制度に上位所得者区分を設け上限額に1%上乗せ、健康保険の料率上限から介護保険料率を切り離す、などであった。

民主党は、制度改革を先送りし、当面の財政対策のため国民に場当たりの負担増を押しつける、医療制度の抜本改革なき患者・国民負担増の政府案に強く反対した。

患者の立場からの医療改革を

「医療法等改正案」の内容は、病床区分の見直し、カルテ等の情報について医療従事者の自主的取組みを進める(カルテ等開示の法制化は見送り)、広告規制の緩和、医師・歯科医師の臨床研修必修化(医師2年以上、歯科医師1年以上)、看護体制を患者3人に対し1人に引き上げる、などであった。

民主党は、医療情報の開示法制化が見送られた点や看護体制見直しが不十分な点など、総じて医療提供側の意向だけが反映され、患者の立場からの改革案となっていないため反対した。

13

企業年金制度を再編成 企業年金2法

民主党は賛成

151回通常国会において、公的年金を補完する企業年金の枠組み整備等を内容とする「確定給付企業年金法案」と「確定拠出年金法案」が審議された。民主党は、企業年金制度再編の必要性、選択肢を増やす等の観点から、両案に賛成した。

5タイプの企業年金

企業年金には厚生年金基金と適格退職年金があり、年金制度の3階部分として主に大企業で導入されている。「確定給付」は、予め受け取る年金額を決めそれにあわせ拠出額を調整する方式、「確定拠出」は、予め拠出する保険料を決めその運用実績に基づいて給付額が決定される方式である。日本の企業年金は、ほぼ確定給付型で、今回の法律により 厚生年金基金 確定給付企業年金（規約型） 確定給付企業年金（基金型） 適格退職年金（10年以内に他制度に移行）に区分され、確定拠出年金とあわせ、当面5タイプの企業年金制度ができることとなる。

今後の課題

民主党は、確定給付企業年金法案について 受給権保護の観点から「支払保証制度」の創設、受給者への情報開示、受託者責任の明確化、適格退職年金からの円滑な移行等を審議で質し、受給者への情報開示について修正を実現した。

また確定拠出年金法案では 新制度の周知徹底など環境整備、労使合意の前提を担保すること、受託者責任の明確化、金融・証券市場の透明性を高める等の改革を行うことなど、今後の課題について附帯決議に盛り込んだ。

14

公的年金一元化に向けて 厚年・農林共済統合法案

法案の概要

151回通常国会に政府が提出した「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律案」は、厳しい財政状況にある農林共済年金を厚生年金に統合させるもの。主な内容は、職域部分は農林共済から支給し、厚生年金相当分は社会保険庁が支給する、統合後4年半は上乗せ保険料納付（0.16兆円）、農林共済から厚生年金への移換金は1.6兆円、共済組合は経過的に存続、2002年4月施行、等である。

年金一元化の経緯

公的年金の一元化は、就業構造の変化や年金制度の成熟化に対応し、年金制度の安定と公平を図るため、1984年の閣議決定以来推進されている課題である。1997年の旧三共済（JR、JT、NTT）の厚生年金への統合に続いて、今回が第二段階の取組みである。

もともと農林共済は、厚生年金の給付水準が低いことを理由に1955年に厚生年金から分離した。その後、将来の財政悪化予測に伴い1997年の旧三共済統合時に、農林共済も統合すべきとの声があったが、農林側はそれを拒否。しかし、その後わずか5年で厚生年金に統合されることとなった。

民主党は賛成

本法案は、公的年金の一元化に向けた取組みで、関係者間の合意を踏まえたものであることから、民主党は賛成した。なお、一元化の積極的な推進、統合時の円滑な移行、農林共済組合の雇用問題等について、附帯決議が付された。

15

エイジフリー社会へ前進 雇用対策法等改正

事業主に再就職支援を義務づけ

政府のたび重なる施策にもかかわらず、失業率は依然高止まりを続けている。151回通常国会で成立した「経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部改正等案」は、労働者個人の自発的な能力開発を促すことなどにより、リストラなどで職を失った中高年の再就職を支援、雇用のミスマッチ解消に向け労働者の円滑な再就職を促進するものである。その柱は 1か月間に30人以上の解雇を予定する事業主に対し、解雇予定者の再就職支援を義務づける 年齢による雇用差別をなくすため、事業主に「労働者の募集および採用について、年齢にかかわらず均等な機会を与えるように努めなければならない」との努力義務を課す 等である。

募集・採用における年齢差別禁止

雇用の流動化が進むなか、中高年の求職者は年齢を理由に就業機会が奪われやすい。民主党はかねてから募集・採用等雇用における年齢差別禁止ワーキングチームにおいて、年齢を理由とする募集・採用の差別的な取扱いを禁止する法案の策定をすすめてきた。

政府案では、事業主に努力義務を課す場合を「労働者が能力を有効に発揮するために必要であると認められるとき」に限っており、具体的内容は指針で定めるとする。その実効性には疑問の声もあることから、公務員の募集・採用も含め、本改正の理念の具体化に向け適切な対応が図られるよう努める等附帯決議をつけて、同案に賛成した。

16

地労委であっせん可能に 個別労働関係紛争解決促進法

増加する個別的労働関係紛争

雇用形態の多様化などに伴い、解雇、労働条件の変更等、労働者と事業主間の紛争が増加していることから、政府は151回通常国会に、地方労働局に相談、あっせん機能を持たせる「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律案」を提出した。

民主党はかねてから個別的労働関係紛争の解決には、現在集団的労働関係紛争を取り扱っている労働委員会も含め、複線的な紛争解決システムの整備が必要と考え、個別的労働関係の調整に関する法律案ワーキングチームを中心に民主党案を作成した。ところが、政府案には地方労働委員会による個別紛争処理が盛り込まれておらず、また、紛争当事者の一方が拒否した場合はあっせんに入ることができないなど、内容の不十分さが明らかになった。そこで、「地労委による個別紛争処理」を導入できなければ、政府案に厳しい態度で臨むことを確認した。

民主党の主張が盛り込まれる

その後の折衝で政府案について、個別労働関係紛争の解決にあたって地方公共団体の施策として「あっせん」を明記、その際中央労働委員会が必要な助言または指導ができると明記することとなった。また、機会均等調停委員会が紛争調整委員会に改組されることから、その調停等にあたって名称も含め明確な運営をすること、あっせんにあたっては事実の把握、紛争当事者双方から十分な意見聴取に努めることなどを附帯決議に盛り込むこととなった。これを受け、民主党案は提出しないこととし、政府案を民主党を含む全党で修正成立させた。

17

多様な働き方を保障 仕事と家庭の両立支援法案

政府案では不十分、民主党案を提出

育児・介護休業法成立以来、いまや半数以上の女性労働者が育児休業を取得しているが、子育ては1歳で終わるものでなく、職場復帰後、いかに多様なメニューを整えるかが課題となっている。

151回通常国会に提出された政府の育児・介護休業法改正案は、育児休業等を理由とした不利益取扱いの禁止、時間外労働の制限、勤務時間の短縮等の措置の対象となる子の年齢の引上げなどを含むものの、その内容は不十分と言わざるを得ない。

民主党は、仕事と家庭の両立支援ワーキングチームを中心に対案作成を精力的に進め、仕事と家庭の両立支援法案を衆議院に提出した。

子ども看護休暇の請求権を

民主党案は、育児休業を子が小学校就学始期まで労働者一人につき7か月（共働きならパートナーに6か月譲り渡すことができる）、分割取得できるものとし、男親も取得しやすい制度に拡充、小学校就学始期に達するまでの子を看護するための休暇（子一人につき年間10日、上限15日）を創設、勤務時間の短縮制度を請求権化、

育児休業等を理由とした不利益取扱いの禁止（たとえば休業後原職または原職相当職に復帰させる）、実質上期間の定めなく雇用されている期間労働者について育児・介護休業が保障されることを法文上明記、などきめ細かい内容を含む。

両法案は継続審議となり、次期国会に審議は持ち越されたが、特に「子どもの看護休暇」創設は、働く親からの要望も強く、多様な働き方を保障する大きな一歩として、その実現が望まれる。

18

フロン回収を法律で義務化 フロン回収義務化法

フロン回収の義務化をめざして

民主党では、いち早くフロンの回収を義務化すべきであると考え、オゾン層保護法の改正案として、その立法化を進めてきた。その内容は、特定フロンの排出を禁止し、特定フロン回収・破壊を義務化するものであった。ところが、当時の政府は、特定フロンの回収は自主的に推進することとしたが、その後回収率はほとんどに向上しないままであった。

一方、地球温暖化対策としてもフロン回収を義務化すべきであるとの考えから、対象物質をHFCにも拡大する、脱フロン化を目指し、回収実績を向上させるための経済的措置（＝フロン税）を導入する、代替物質への転換を計画的に進める、ことを内容とする新たな法案骨子をとりまとめ、2001年4月18日にその内容を公表した。

環境委員長提案で成立

与党3党内でも、フロン回収義務化を内容とする法律について検討され、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律案」として2001年5月にとりまとめられた。その主な内容は、自動車と業務用冷凍空調機器の冷媒フロンに特化、自動車については費用を自動車製造業者が支払う、であった。

フロン対策としては不十分な点もあるが、対象となる冷媒フロンの回収が進展することが見込まれるため、断熱材の処理方策の検討、表示方法の強化については修正し、代替技術の普及、海外への支援等については委員会決議で担保することとし、衆議院環境委員長の提案として全会一致で成立した。

19

不十分な大気汚染対策 自動車NOx法改正

不十分な自動車排ガス対策

151回通常国会に提出された「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部改正案」（自動車NOx法改正案）は、大都市地域における大気汚染の改善を図るため、対象物質に粒子状物質を追加、対策地域に名古屋周辺を追加、粒子状物質車種規制導入による自動車排ガス対策の強化、事業者に対する措置等を内容としている。

民主党は、環境・農林水産部門会議内に自動車排ガス対策作業チームを設置し、地方自治体、自動車・運輸業界、大気汚染裁判弁護団、学者などからヒアリングを行った。その結果、政府案の内容だけでは環境基準の達成が危ぶまれ、対策地域に指定されない大都市部（福岡等）の対策も必要、国・地方公共団体が縦割り権限を行使するのでは総合的な対策ができない、等の点について修正すべきとの結論に達した。

法案審議前の覚書を撤回させる

法案審議の中で、法案の趣旨が「道路管理に対して影響を与えることを想定していない」旨の、環境省と国土交通省間の課長覚書が福山議員の指摘により発覚し、環境大臣がこれを撤回する事態となった。国会審議前に省庁間で交わされる覚書は、国会審議を形骸化させるものであり、今後、他の法案についても厳しくチェックする必要があることが明らかになった。

また、民主党が提出した修正案は採決の結果否決されたが、民主党の主張に基づき、交通量の抑制や微粒子状物質の定義の見直しなどを内容とする附帯決議が採択された。

20

P C B 処理の清算 P C B 処理法、環境事業団 法改正

P C B の抜本的な処理を目指して

政府が151回通常国会に提出した「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（P C B 処理法案）は、長期間処理が滞っていたP C B の処理を適切に推進するために国並びに都道府県がP C B 処理に関する計画を策定、P C B 保管・処分状況の届出、一定期間内のP C B 廃棄物の処分を義務化、P C B 処理のための基金を設置等を内容とするものである。

また、あわせて提出された「環境事業団法の一部を改正する法律案」は、P C B の処理を確実に推進するために、P C B 廃棄物処理事業の環境事業団による実施、P C B 廃棄物処理基金の環境事業団内の設置を定めるものである。

P C B 処理と環境事業団のあり方

環境・農林水産部門会議で協議した結果、P C B 処理を環境事業団に任せるとはやむをえないが、環境事業団の業務の削減については、特に、環境事業団が行っている建設譲渡事業は、地方自治体や民間でも可能なものであり、そのすべてを事業団の業務から外すという修正を行うべきとの結論に達した。しかし、修正案の採決の結果、与党などの反対多数で否決され、両法案とも原案のまま可決された。

なお、周辺住民とのリスクコミュニケーションの推進、運搬（事故）時の対策、P C B 以外の有害廃棄物の処理の推進、環境事業団が行うすべての事業についての抜本的見直しなどが民主党の主張通り附帯決議として採択された。

21

担い手確保に向け修正 農地法改正

農地転用の実態を無視した政府法案

政府は「農地法の一部を改正する法律案」を150回臨時国会に再提出した。同法案は、生産法人の株式会社方式導入を認め、担い手対策の充実を図ろうとするものである。

民主党は、1999年に発表した「基本農政についての考え方」の中で、「意欲ある農業生産法人の育成のために生産法人の設立要件の緩和、設立への支援策の確立などを進める」と主張した。同時に、「農地転用の厳格な規制に向けて、市町村の行なうゾーニング(土地利用区分)の実効性を確保する具体的な土地利用計画の策定を行なう」としている。これは、農地転用の原則禁止が厳格に守られてはじめて、多様な担い手の確保が可能だという考え方である。

しかし、政府案では、生産法人の規制緩和は積極的に進めようとしながら、農地転用の強化についてはなんら触れられていない。農地法が農地転用の制限を定めながら、実際には農地転用規制が穴だらけなのは広く知られている。このような状況を改めることなく農業参入への規制緩和のみを進めることは、今以上に農地転用が進む懸念が払拭できない。

見直しに向け修正を実現

民主党は、このような懸念を払拭すべく法案の修正を迫り、法律施行後5年以内に農地の転用制限のあり方等について検討し、必要な措置を講ずるといった内容の条項を附則に盛り込む修正を実現した。この条項を足がかりに、今後、都市計画における農地保全の明確な位置づけなど農地政策全般について政策立案を行う予定である。

22

専業農家の経営再建を 農業経営再建法案

急を要する経営基盤の再建・強化

従来日本の農政は、生産効率を向上するために農地の集約や土地改良を促す政策を進めてきたが、農産物の輸入自由化の影響などで近年農産物価格が低下している。これによって、専業農業者は収入の減少にさらされ、農地拡大に係る借入金の償還時期の到来が重なることで、経営は非常に不安定なものとなっている。

もし負債の償還ができなければ離農を迫られ、集約や改良を行った生産性の高い農地も活用されなくなり、日本の農業を弱体化させることとなる。

専業農業者の農業経営基盤を強化することは、食料自給率の向上、農業の持続的な発展と農村の振興にもつながるといふ側面も併せ持つ。

抜本的な経営再建策を提案

民主党は、農業経営安定化の対象を、農産物自由化の影響を最も受ける専業的農家、有機農業などの環境保全型農業に取り組む農家、定住化対策を含む条件不利地域に定め、その一環として、「農業経営再建特別措置法案」(農業経営再建法案)を151回通常国会に衆議院へ提出した。

同法案は、国の施策に沿って規模拡大や農用地の改良等に取り組んだ農家で、農産物の価格低下その他の農業を取り巻く環境の変化によって、規模拡大にかかった費用の償還が困難となった専業農業者を対象とし、農業経営の再建に関する基本的な事項を定め、農林漁業金融公庫等による資金の貸付け、土地改良事業に係る負担の軽減、

農地等の買入れ及び貸付け等の措置を講ずることを盛り込んでいる。継続審議となったため、次期国会で成立をめざす。

23

農業者年金の改革 農業者年金基金法改正

行き詰まった農業者年金基金

農業者年金基金は、農業の構造改革をすすめるという政策性をもつが、加入者の3倍弱の受給者を抱えるという状況に陥り、基金の積立も数年で枯渇することが確定的になったことから、政府は、新たな年金基金制度を構築するとして、151回通常国会に「農業者年金基本法の一部改正案」を提出した。

政府改正案は、受給金額の経営移譲年金部分を平均9.8%カット、加入者には確定拠出型の年金制度または納付済保険料の80%の脱退一時金のいずれかを選択させるもので、加入・受給農業者に大きな負担を強いる内容となっていた。

民主党案を提出

政府案は、農業者の年金制度への不信を高める悪しき前例になることから、民主党は、農業者年金基金制度を根本から改める内容の同名の対案を提出した。

民主党案は、受給者・待機者の受給額を減額せず、脱退する場合納付済保険料と同額を支払い、農業者年金基金は現在の加入者への支給を終えた時点で業務を終了し、農業者向けの年金基金については既存制度を活用するという内容。受給者・待機者の受益権等は完全に保護するとともに、破綻をきたした制度は整理するという考え方である。

政府の年金政策の失敗を追及

財政破綻することが10年以上前から予測できたにもかかわらず、今日にいたるまで抜本的解決を怠った政府の失政を追及しつつ、政府案と民主党案の審議を行ったが、政府案が成立した。

24

新しい水産行政の枠組み 水産基本法

総合政策の必要性が高まる

これまでのわが国の水産政策は、沿岸漁業等振興法によって進められてきた。しかし、制定後38年を経過する中で、過剰漁獲や海洋環境の悪化による漁獲の減少、円高の進行等による輸入の急増、200海里体制への移行という国際海洋秩序の変化とこれに伴う漁場縮小、漁業従事者の高齢化が進行する中、担い手確保が困難になっているなどの問題が生じている。

これらの点を含めた総合的な水産政策が求められるなか、政府より、資源の管理 水産物の安定供給 養殖・漁獲・加工から流通までの包括的取扱い 漁村の振興 水産業・漁村の公益的機能について規定した「水産基本法案」が151回通常国会に提出された。

民主党が中心となり修正を実現

政府案は、環境を保全する視点が弱く、水産業・漁村の持つ多面的機能に対する施策が限定的であるなどの問題があった。

民主党は、水産業の発展に特に有益な森林環境の保全と整備を盛り込む、原案で多面的機能に対する規定が極めて限定的であった条文を「将来にわたって適切かつ十分に発揮されるようにするため、必要な施策を講ずる」とする修正案を中心となってまとめ、原案を修正のうえ成立させた。

なお、水産基本法の制定に伴い、漁業法、海洋生物資源保存管理法、漁船法の各改正案が政府から、漁業法改正案が議員立法で提出され、審議の結果、全法案が成立した。

25

森林の多面的機能を重視 林業基本法改正

森林・林業の再生

現行の林業基本法が制定された1964年当時の森林に対する国民の要請は、増大する木材需要に応える生産機能にあったが、最近の調査では、国土や自然環境の保全、地球温暖化の防止等の多面にわたる機能の発揮へと多様化している。一方で、林業の採算性の悪化、森林所有者の林業収入への依存度の低下等による経営意欲の減退が進み、管理不十分な森林が増加しつつあることが大きな問題となっている。

このため、わが国の森林が将来にわたり適切に管理されるよう、木材の生産を主体とした政策から、森林の有する多面的機能の持続的発揮を図る政策へと転換したのが、151回通常国会に政府より提出された「林業基本法の一部改正案」の主旨である。

民主党修正案を全面的に盛り込む

政府案は、森林の整備保全に重要な役割を果たす山村の振興に関する条文がない、林業の健全な発展に対し、「持続」性を求める視点に欠ける、林業従事者の努力に対する施策が明確に打ち出されていない、森林所有者の施策実施に対する支援策が不十分、であった。

民主党は、これらの点について議論をすすめ、山村振興に関する条文の追加、森林所有者の施策に対する支援に関する修正など詳細な修正案をまとめ、全会一致で賛成を得た。

なお、森林法、林業経営基盤強化促進法についても林業基本法改正の主旨に沿った改正案が成立した。

26

農業土木偏重はとまらない 土地改良法改正

土地改良事業は誰のために行われるのか

川辺川ダムに対する地元民の反対行動、吉野川河口堰建設に対する住民の「NO」の声、有明海ノリ不作問題により改めて脚光を浴びることとなった土地改良事業について、政府は、環境との調和への配慮、地域の意向を踏まえた事業計画の策定、地域と連携した土地改良施設の管理、土地改良区の役割の一層の発揮、土地改良施設の適時適切な更新、再評価に対応した国営事業の廃止手続き等の整備、土地改良区を通じた負担金徴収の拡充を内容とする「土地改良法の一部改正案」を提出した。しかし、そもそも土地改良事業は何のために、誰のために行われているのか、その視点に欠けたままであった。

踏み込んだ修正案を提出

民主党は、公共事業は住民と自治体が自ら判断して実施するものであるという基本姿勢に立ち、改正案のうち特に不十分な点について、環境に関する事項については「環境の保全」の明文化、事業計画の策定には「同意」を受けるとする義務と第三者機関からの意見聴取義務、事業計画の策定にあたって地域住民から出された意見には回答する義務、事業の廃止を申請者・受益者から申し立てられ、廃止・変更の成立要件を引き下げることを修正案にまとめ提出した。

党費肩代わり問題も発覚

この間発覚した土地改良区による自民党費肩代わり問題についても、国会審議の中で根本的な是正策が示されないまま、民主党修正案は否決、政府案が成立した。

27

中小信用補完制度の見直し 信用保険法・事業団法改正

特別保証制度が期限切れに

1998年10月に臨時異例の措置として創設された中小企業金融安定化特別保証制度の期限が2001年3月末に到来することにも関連し、政府は150回通常国会に、「中小企業信用保険法及び中小企業総合事業団法の一部を改正する法律案」を提出した。本案の概要は以下の通り。中小企業信用保険法を改正し、無担保保険の付保限度額を現行の5,000万円から8,000万円に引き上げ、大型倒産や災害等の環境激変に対応した経営安定関連保証について対象範囲の拡大を行うこと等の措置を講じる。

モラルハザード排除等で注文

特別保証制度は、民主党の主導によって創設された制度であり、多くの中小企業者が苦しんでいた貸し渋りへの有効な対策となったことは事実である。しかし、一部には制度の悪用が見られるなど、問題が指摘されるようになった。

民主党は、20兆円の制度に10兆円を追加した際の補正予算に反対した経緯もあり、法案への対応を慎重に検討した結果、特別保証制度は廃止となること、新制度は中小企業者のセーフティネット確立に資するものであること等の理由から賛成することとし、同法案は成立した。

ただし、附帯決議に、制度を悪用した不正行為やモラルハザードを厳に排除するための措置、信用保証協会の適切な審査体制の整備も含めた制度運営の一層の透明化、既往債務に対する返済期限の延長等の返済条件緩和等を盛り込み、質疑等でも政府の見解を質した。

28

施設整備へ補助率かさ上げ 原子力施設立地振興法

与党による会期末の法案提出

自公保3党は、150回臨時国会の会期末に、議員立法として「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法案」を提出した。

法案の概要は以下の通り。内閣総理大臣を議長とする原子力立地会議の設置、原子力発電施設等立地地域の指定、緊急に整備することが必要な施設の整備に係る補助率かさ上げ等、財政措置を一般会計予算で手当て。

与党は、原子力発電施設等の周辺の地域について、生活環境、産業基盤等の総合的かつ広域的な整備に必要な特別措置を講ずること等により、これらの地域の振興を図る必要があると考え、本法案をとりまとめたと説明している。

原子力を認めつつ、バラマキ法と位置づけ反対

衆議院先議で審議され、その後参議院で、「原子力による発電の推進」等の文言を削り、「地域の防災に配慮しつつ」等の文言を加える修正がなされたが、民主党は、法案の本質を変えるものではないと判断した。

民主党は、原子力発電がわが国の電気の安定供給に欠くことのできないものとの認識を持ちつつも、真に実効ある原子力防災対策に資するものとなっていないこと、地方分権、補助金行政、電源3法などのあり方についての議論を十分経ていないこと、ばらまき公共事業の推進法案となっていること等の理由から反対することとした。

また、原子力立地地域の防災及び安全確保対策強化に本腰を入れるよう、政府に注文をつけた。

29

競争力強化へ環境整備 基盤技術研究円滑化法改正

国際競争力低下の一途を辿る日本

わが国産業の国際競争力の低下が顕著である。スイスの国際経営開発研究所の世界競争力ランキングによると日本は26位につけている。かつて日本は首位になったこともあるだけに、状況はかなり深刻である。

こうした事態にも留意し、政府は151回通常国会に「基盤技術研究円滑化法の一部を改正する法律案」を提出した。

概要は以下の通り。政府が、基盤技術に関する試験研究に関する基本方針を定め、通信・放送機構、新エネルギー・産業技術総合開発機構に、民間の試験研究を促進するため、政府等以外の者に委託する等の業務を行わせること。基盤技術研究促進センターを解散し、その権利及び義務を2機構が承継する等の所要の措置を講ずること。

研究開発評価等で厳しい注文

基盤技術研究センターの出融資制度は、特許収入等により一定の資金回収を期待することが前提となっていた。しかしながら、累計2,720億円の投資と800億円の融資が行われたが、特許料等収入は25億円にとどまった。この点について、民主党は、徹底的に問題点を洗い出した。

慎重な精査の上、わが国の立ち遅れた技術開発水準の底上げが急務であると判断し、民主党は、賛成することとした。民主党の主導により、研究開発評価の透明性・公平性の確保、NTT株式配当収入の利用の見直し、2機構の業務合理化・効率などを盛り込んだ附帯決議がつけられ、法案は成立した。

30

業法廃止による規制緩和 石油備蓄法等改正

需給調整規制に終止符を打つ大改正

石油供給をめぐる国内外の環境の変化をふまえ、政府は「石油の安定的な供給の確保のための石油備蓄法等の一部を改正する等の法律案」を151回通常国会に提出するに至った。

概要は以下の通り。石油業法の廃止。需給調整規制を廃止し、市場原理を導入することにより、石油精製業者等の創意工夫により経営基盤の強化を促進すること。石油備蓄法の改正。石油備蓄義務の強化等を図るため、石油精製業、石油ガス輸入業、石油販売業を届け出の対象とし、石油輸入業を登録の対象とすること。石油公団法の改正。効率的な自主開発原油の確保を図るため、石油及び本邦周辺の海域における可燃性天然ガスの採取をする権利等を譲り受けて採取を行うために必要な資金を供給するための出資を行うことを業務に加えること。

民主党の主張を取り入れた修正が実現

民主党は、エネルギー戦略との関連、自主開発の意義、石油公団の見直し等の観点から政府の見解を質した。党が主張する規制撤廃の流れに沿うものであり、民主党は賛成し法案は成立した。

民主党の提言を全面的に受け入れ、本法の見直し時期を施行の5年後から同3年後に短縮することを内容とする修正案が実現した。また、附帯決議には、石油公団を「石油天然ガス公団」等という名称に変更すること、公団及び関連企業への官僚の天下りを抑制する等が盛り込まれた。

その他、政府に中東依存脱却を確約させるなど、民主党の主張の多くを反映させた。

31

サービス業にも適用拡大 下請代金法改正案

製造業だけに限られた現行法

民主党は、規制緩和を進めると同時に、公正で透明な市場を創る観点から独占禁止法の抜本的改正を主張してきた。その一環として、特別法である「下請代金支払遅延等防止法」の改正に取り組んできた。

現行法は、下請代金の支払遅延等を防止することで、親事業者の下請事業者に対する取引を公正にし、下請事業者の利益を保護するためのものだが、対象を製造委託・修理委託に絞っているなど、実効性に欠ける内容となっている。

さらに、物品の製造・修理委託といった業種についても十分機能していない、「役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針」（いわゆるガイドライン）があるものの十分に機能していない、罰則規定が3万以下の罰金となっており抑止力として機能していないなどの問題が指摘されている。

民主党案をとりまとめ

民主党は、以上の認識に立って、151回通常国会の会期中に改正案をとりまとめた。

改正案の概要は以下の通り。成果物作成委託、役務提供委託という定義を明らかにし、サービス業へも対象を拡大する。資本金区分を変更し、親事業者と下請事業者の範囲を画する資本の額又は出資の総額の基準を、現行の3億円及び1,000万円から、3億円、1億円及び1,000万円に細分化する。罰則を強化し、書面の交付義務違反、書類等の作成及び保存義務違反、虚偽報告、検査の妨害等に係る罰金の額の上限を、現行の3万円から20万円に引き上げる。

32

制度そのものの改革を 公共事業コントロール法案

代表直属の諮問委員会設置

2000年6月の総選挙で公共事業改革を訴えた民主党が躍進したことに脅えた与党は、その直後に公共事業改革を唐突に唱えだした。しかし、これは単なる見せかけであり、本来求められている財政構造改革、環境保全、住民参加等の視点を全く欠いたものであった。一方、結党以来、公共事業改革を最重要政策の一つに掲げている民主党は、従来の政策をさらに磨き上げるために、2000年10月、鳩山代表直属の諮問機関として「公共事業を国民の手に取り戻す委員会」を設置し、無駄な公共事業を生み続ける現在の公共事業システムを抜本的に改め、21世紀の市民中心社会にふさわしい社会資本整備のあり方を検討した。

次々と改革を提案

民主党は、現在の公共事業システムを民主的・効率的なものに改革するため、147回通常国会に「社会資本整備基本法案」を提出したが、上記諮問委員会における議論を踏まえて、上記法案を拡充した「公共事業基本法案」を151回通常国会に提出した。主な内容は 従来16本に細分化されている公共事業長期計画の一本化 公共事業の長期計画・個別計画の国会承認 国の行う公共事業の限定 再評価・事後評価の法定 特定財源の廃止 全総の廃止である。

また、5年で3割の量的縮減を実現するための「公共事業の量的縮減法案」、公共事業補助金を一括で交付し、その用途を自治体が独自に決められるようにする「公共事業一括交付金法案」、衆参両院に公共事業委員会を設置する「国会法改正案」も提出した。

33

ダム事業を抜本見直し 緑のダム法案

代表直属諮問委員会の初の意見書

2000年10月に鳩山代表直属の諮問機関として「公共事業を国民の手に取り戻す委員会」を設置し、公共事業システムの抜本的な改革に取り組んだが、その最初の意見書として提出されたのが「緑のダム構想」(2000年11月)であった。概要は ダムの目的である治水・利水・発電はいずれも高度成長を前提としており、現在の経済状況に適していないこと ダムは財政面から見て非効率なこと ダム建設によって、地域住民の生活基盤を根本から崩壊させること 海外諸国でダムの非効率性が指摘されていること 森林整備によってダムの目的の多くが果たされ、かつ財政・環境面からも合理的なこと、であった。

「緑のダム法案」を提出

民主党は、従来より社会資本整備部門会議を中心にダム視察を重ねており、ダム建設の問題点についての認識の多くを委員会と共有していた。さらに意見書を受けた後も、実際にダム建設を中止した鳥取県等に現地視察に赴き、中止後の対策のあり方、ダム計画に苦しんできた住民への支援措置を検討した。これらの視察、検討を踏まえ151回通常国会に「ダム事業の抜本的な見直し及び治水のための森林の整備の推進等のための緊急措置法案」(緑のダム法案)を提出した。

内容は 建設中のダムの原則休止、2年以内の再検討 ダム建設を中止した際の国費による森林整備 地域の再活性化推進、である。この法案については全国各地の住民、NPOから期待の声が寄せられており、ダム事業の矛盾が全国で露見していることを示唆している。

34

公共事業の高コスト是正 公共工事入札・契約適正化法

入札談合の蔓延

わが国の公共工事の入札においては談合が蔓延しているとされ、また発注者側にもそれを許容する雰囲気強い。入札談合の蔓延は贈収賄事件の温床となるばかりか、わが国の公共事業の高コスト体質の一因となっている。

150回臨時国会に政府が提出した「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律案」は、国・特殊法人・地方公共団体等の発注者全体を通じて入札・契約の適正化を図るため、発注者が取り組むべきガイドラインである「適正化指針」を定めるとともに、毎年度の発注見通しの公表や、入札者・入札金額・落札金額など入札・契約に係る情報の公開を義務付ける内容であった。

官製談合の防止のために

本法案について検討したところ、発注者側に談合防止への意欲が希薄な実態 不正行為に対するペナルティが不十分 情報公開や第三者機関の活用等チェック体制の不備、等の意見が出された。そのため政府に対し10項目にわたる修正要求を行ったところ、第三者の意見反映等に関して条文修正を行うなどの合意を得られたため、本案については賛成することとした。

しかし入札談合の根絶にはまだ課題が多く残されている。とりわけ「官製談合」という言葉に象徴されるように、発注者である官公庁自らが談合に関与するケースが後を絶たない。民主党は今後、発注者に対して談合防止の努力義務を課すことや、談合が発覚した場合の損害賠償請求の義務付け、違反業者に対する罰則の強化など、より談合しにくい制度の整備について検討していく。

35

収用手続の適正化 土地収用法改正

土地収用制度の見直し

151回通常国会に提出された「土地収用法の一部を改正する法律案」は、住民の理解の促進、公共事業の円滑かつ効率的な実施の確保など近年の公共事業を取り巻く課題に対応するため、事前説明会・公聴会の開催義務化や第三者機関の意見聴取などを内容とする事業認定手続の透明化・民主化と、土地物件調査作成の特例や収用委員会審理の合理化を内容とする収用採決の簡素化を主な内容としている。この改正案に対しては、そもそも公共事業の計画段階からの情報公開や住民参加が必要であるという意見や、事業認定段階での住民参加手続が形骸化して担保されないのではないかと疑問が、多くの市民団体から出されていた。

住民参加を担保するために

民主党は、学識経験者などからのヒアリングを積極的に行い議論を重ねた結果、できるだけ早い段階での住民参加手続の保障、事業認定段階の住民参加を法律上十分に担保すべきであるとの結論に達した。そして、これらの点についての修正を求めた結果、事業認定に当たっては、第三者機関の意見を尊重すべき旨を法律上明記すること、公共事業の計画段階から住民の理解を得るための措置について広く検討する旨の検討条項を設けることが認められた。また、附帯決議においても、第三者機関の委員について官僚OBの排除、公聴会の形骸化防止のための規則改正などを明記し、事業認定段階での住民参加を実質的に保障し、事業認定手続の公平性・透明性を確保できることとなった。したがって、土地収用法改正案を一部修正し、附帯決議を付した上で賛成することとした。

36

乗客・乗務員の安全確保 航空機内迷惑防止法案

航空機内迷惑行為の増加

航空機内における迷惑行為(暴行、威嚇、乗務員の業務妨害、セクハラ、喫煙、電子・電気機器の使用等)が、世界的にも、日本国内においても増加している。国際機関(IATA)の調査によれば、1995年には2,000件以下であった迷惑行為の件数が、1997年には4,000件を超えており、国内においても、1998年から1999年にかけて、その件数は2.5倍に増えるといった状態である。

機内迷惑行為が増加している原因としては、旅客の多様化、飲酒、全面禁煙化などが考えられるが、機内迷惑行為に対する法的措置が不十分であることも大きな原因であることが、労働組合である航空連合が行ったアンケート調査の結果からも明らかとなっている。

機内迷惑行為に法的措置を

これらの現状をふまえ、民主党は、社会資本整備部門内に機内迷惑防止法制定ワーキングチームを設置し、機内迷惑行為に対して法的措置を可能とする法律の検討に入った。そして 航空機に乗り込んでその職務を行う者の職務の執行を妨げた者、他人に対して著しく粗野又は乱暴な言動(喫煙、セクハラ等)により迷惑をかけた者、禁止されている電子・電気機器を使用した者、に対する処罰(は20万円以下の罰金、 は10万円以下の罰金)を内容とする「航空法の一部を改正する法律案」(航空機内迷惑防止法案)をとりまとめた。

2001年秋の臨時国会での成立をめざし、他党に対して、法案の説明をするなど協力を求めているところである。

37

高度情報社会の基本理念
I T 基本法

世界に遅れをとる I T 革命

政府は、I T 革命を推進する立場から、基本理念とこれに基づく基本的な施策の枠組みを定めるための「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法案」を150回臨時国会に提出した。

法案の概要は以下の通り。すべての国民が情報通信技術の恵沢を享受できる社会の実現などの基本理念 世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成など基本方針の策定 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部の設置 戦略本部の重点計画に関する規定。

しかし、わが国の I T 革命は欧米先進国からも遅れをとり、一部のアジア諸国の後塵を拝しているのが実態であり、基本法案の提出も遅きに失したものであった。

民主党の求めた修正が実現

民主党は、拙速に提出された政府案について、公正で民主的な政治及び行政の推進、雇用など新たに生ずる課題の解決、統計等の資料の作成・公表、情報通信行政を担う新たな省の設置などについて、修正を求めた。

その中で、雇用問題に関する修正要求が実現することになり、「高度情報通信ネットワーク社会の形成に当たっては、情報通信技術の活用により生ずる社会経済構造の変化に伴う雇用その他の分野における各般の新たな課題について、適確かつ積極的に対応しなければならない」との条文が新設された。

その他の項目は、附帯決議に盛り込まれた。民主党は賛成することとし、同法案は成立した。

38

T V デジタル化推進
電波法改正

アナログ周波数変更への支援

政府は、国民に一番身近なメディアであるテレビの地上波を含むデジタル化の推進策の一環として、151回通常国会に「電波法の一部を改正する法律案」を提出した。

今回の法改正は、電波利用の増加に伴う周波数逼迫の状況に対応して、電波の適正な利用の促進を図るために、円滑な周波数移行を実現することを念頭に置いて必要な措置を講ずるものである。アナログからデジタル放送への早期移行を図る前提としてアナログ周波数変更対策について、給付金の支給等によって促進することを目的としている。

マスコミへのコントロールを懸念

民主党は、この法案を重要法案と位置付け、慎重な対応を行った。学者、放送業界等からもヒアリングを行った。国際的な動きを踏まえ、デジタル化への転換を認め、東京、大阪の主力民放を除く、地方局及びNHKの転換費用を支援する法案に賛成することとした。

しかし、国費支出をたてに、政府がマスコミに圧力をかけるのではないかとの懸念が指摘された。この点については、政府の見解を厳しく質した。また、附帯決議に、「放送が社会に及ぼす影響の重大性を深く認識し、放送の不偏不党と表現の自由をより一層確保するよう努めること」を明記した。その他、携帯電話などの電波使用料金のあり方などについても、見直しを進めるよう注文をつけた。電波オークション制度についても、今後党内で検討を深めることとした。法案は政府原案のまま成立した。

39

I T 競争を促進
電気通信事業法改正

N T T 再編以来の抜本改革

政府は、電気通信審議会答申等もふまえ、151回通常国会に「電気通信事業法等の一部を改正する法律案」を提出した。この法案は1997年のN T T 再編法以来の重要な改正案であり、非対称規制の整備、卸電気通信役務制度の導入、ユニバーサルサービスの提供の確保、電気通信事業紛争処理委員会の設置、東・西N T T の業務範囲の拡大、線路敷設の円滑化措置、N T T の外資規制の緩和等を盛り込んでいる。

競争政策の視点から対応

民主党は、細かい各論よりも、競争政策を中心に検討すべきとの基本を踏まえて、検討を続けた。

I T 分野における自由で公正な競争の確立こそ、世界最高水準の低廉・高速インターネットの実現に不可欠なものである。政府案については、公正競争条件の確立上不十分な点もあるが、I T 分野における競争を促進するものであり、方向性については一歩前進と評価して、賛成することとした。

日本版 F C C 創設への道

しかし、8条機関としての電気通信事業紛争処理委員会の設置にとどまったことは不充分であり、民主党は、将来の3条機関「I T 公正競争監視委員会」(日本版 F C C) の創設に道を開く修正案を提出した。修正案は否決されたが、大臣答弁、附帯決議などで日本版 F C C 創設への道を確認した。

民主党は、検討中の議員立法の実現も含め、さらに第2段、第3段の競争政策を推進し、党が掲げる I T 革命を実現していく。

40

人権尊重社会をめざす
人権教育・啓発推進法案

法案化にいち早く取り組む

民主党は、多様な文化、宗教、価値観の共存を認め、人権を尊重した地域社会をつくるため、人権教育・啓発を推進する法律づくりにいち早く着手した。その骨子は、人権に関する国際標準作り 学校教育における総合的な人権教育の整備 自治体における人権活動のプラン作成と実施、人権創造文化創造に向けた民間活動への支援 人権侵害防止のための人権教育研修の徹底 人権教育啓発のための行動計画の策定、である。

人権啓発行政を担う行政機関を新設

民主党は、150回臨時国会に、「人権に関する教育及び啓発の推進に関する法律案」を社民党と共同で衆議院へ提出した。第1章では基本理念、国・地方公共団体・国民の責務、法制上・財政上の措置、国会報告等を、第2章では人権教育・啓発基本計画を、第3章では人権教育・啓発に関する基本的施策を、第4章では人権啓発行政を法務省から移管するため首相を議長とする人権教育・啓発推進会議を内閣府に新設することを定めている。

与党案を修正させる

一方、自民、公明、保守の与党3党は、民主党案提出の翌月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案」を衆議院へ提出した。民主党案の方が与党案より詳細な内容であったが、与党案のみが法務委員会に付託、審議されたため、法律施行後3年以内の見直し規定を加える修正を行うとともに、民主党案の精神を衆参両院の附帯決議等によって生かすこととしたうえで与党案に賛成、成立させた。

41

夫婦間の暴力も犯罪
配偶者からの暴力防止法

参議院での立法作業をリード

民主党は、男女共同参画調査会内に女性と暴力作業チームを設置し、続発するドメスティックバイオレンス事件(DV事件)について各方面よりヒアリングを行った。その結果、従来DV事件は夫婦間の問題として放置されており、現行法では十分な救済ができないことから、特別立法に向け作業に入った。

一方、参議院の共生社会に関する調査会は、1998年より女性に対する暴力に関する調査を始め、2000年4月に女性に対する暴力に関するプロジェクトチームを発足させ、法的対応等について検討を開始した。民主党の女性と暴力作業チームのメンバーもこの参議院のプロジェクトチームに加わり、法案化作業を主導した。1年にわたる作業の結果、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律案」がまとまった。

全会一致で成立

同法案の主な内容は、前文に、配偶者からの暴力は犯罪であることを明記、国、地方公共団体の暴力防止、被害者保護に対する責務を明記、配偶者暴力支援センターの機能を明記、被害者保護のため事案の発見を通報する努力規定を明記、被害者の申立てによる保護命令の規定の明記、一時保護の委託をされた民間団体への援助の規定の明記、職務関係者への研修、啓発の義務づけを明記、法施行後3年を目途に見直すことを明記、等である。

151回通常国会に、参議院共生社会に関する調査会長の提案として提出された同法案は、衆参両院とも全会一致で可決、成立した。

42

個人プライバシーを守る
個人情報保護法案

公的部門も対象とした法律が必要

民主党は、1999年に成立した住民基本台帳法改正の審議の際、個人情報保護法がないまま住民基本台帳をネットワーク化すれば、国や地方公共団体など公的部門が収集した個人情報の大量流出・不正使用の危険性が高まり、プライバシーが危機にさらされるとして反対した。そして、プライバシー保護法ワーキングチームを設置し、公的部門と民間部門を包括的に対象とする個人情報保護法制を検討してきた。

ところが政府は、公的部門を具体的な規制の対象から除外するのみならず、政府が民間情報を管理する性格を持つ「個人情報の保護に関する法律案」を151回通常国会に提出してきた。

政府案の廃案を要求

政府案の主な問題点は、明記されるべき「自己情報コントロール権」の諸権利があいまいである、各大臣が監督者となっているため、民間に対して指導を口実とした行政府さらには政権与党の不当な介入を招くおそれがある、個人ライターを含むメディアに対して規制がかけられ、表現の自由を侵す危険が含まれている、等である。

ネクスト・キャビネットは、6月6日に有識者及び報道関係者をパネリストに招いて「個人情報保護法シンポジウム」を開催するなど、表現の自由の危機を心配する世論の高まりを真摯に受け止め、政府案の廃案をめざすとともに、民主党案の提出に向け検討することとした。

こうした民主党の強い反対姿勢の前に、政府・与党も政府案の審議入りを強行できず、継続扱いとなった。

43

機密費の使途限定・公開
機密費流用防止法案

機密費の抜本改革を提言

2001年1月に発覚した外務省要人外国訪問支援室長による5億円にのぼる政府機密費(報償費)流用事件は、外務省ぐるみの犯罪や、内閣官房への違法な「上納」の疑いが濃厚である。

民主党は、外交機密費疑惑解明プロジェクトチームで実態解明をすすめるとともに、同年2月、国民の常識と情報公開の視点に立ち、官房機密費は4分の1に、外務省機密費は2分の1に削減(総額で6割削減)、機密費の使途を限定、決裁者である大臣の責任を明確化、機密費の支出状況を国会の非公開委員会でチェック、等の抜本改革を内容とする「政府機密費(報償費)改革案大綱」を発表した。

予算修正案、機密費流用防止法案を提出

民主党は、上記「政府機密費(報償費)改革案大綱」に基づき、機密費予算のうち6割を削減する「平成13年度政府予算に対する共同修正案」を社民党及び自由党とともに衆議院に提出した。

さらに、内閣部門会議の官房機密費改革ワーキングチームは、現行の報償費を、国の安全や外交などにかかる本来の意味の「機密費」とそれにあたらない一般経費に峻別し、機密費の用途を厳しく制限する。機密費の支払に関しては、速やかに「機密費支払記録書」を作成し、保存する。「機密費支払記録書」は、特に機密の程度が高いものは25年、それ以外のものは10年を経過したとき公表する、等を内容とする「機密費の使用に係る文書の作成、公表等に関する法律案」(機密費流用防止法案)を作成し、衆議院に提出したが、審議に入ることすらなく廃案となった。

44

悲惨な交通事故の厳罰化
危険運転致死傷処罰法案

遅れる政府の対応

常習的飲酒運転などの危険運転により人を死傷させた場合の罰則は、刑法の業務上過失致死傷罪と道路交通法違反を足した懲役5年6か月が上限であることに対して、被害者や遺族等から、故意の殺人に準じてより重く罰すべきとの声が高まり、高等裁判所判決でも立法の不備が指摘された。

警察庁は2000年12月、危険運転致死傷罪の創設を打ち出したが、法務省との所管争いから断念し、危険運転の罰則を強化しただけの道路交通法改正案を151回通常国会に提出した。

早期解決のため議員立法を提出

民主党は、政府の対応の遅れを憂慮し、立法府としての責任を果たすため、議員立法による早期解決をめざした。犯罪被害者法制ワーキングチームを中心にヒアリングを重ね、パブリックコメントを実施し、飲酒運転等の危険な運転により人を死傷させた者について、新たに「危険運転致死傷罪」を創設して罰則を強化する(業務上過失致死傷罪の2倍の10年以下の懲役とする)。「危険運転致死傷罪」を犯した者については運転免許の取得禁止期間の上限を現行の2倍の10年に引き上げる、等を内容とする「危険な運転により人を死傷させる行為の処罰に関する法律案」(危険運転致死傷処罰法案)を、道路交通法改正案への対案として、4月5日衆議院に提出した。

本法案は、衆議院本会議及び内閣委員会で審議の上、与党3党等の反対により否決となったが、道路交通法改正案に対する附帯決議において、政府は危険運転致死傷の厳罰化について検討し、法制化に向け措置を講じるべきことが明記された。